

方式公募にあたっての基本的な考え方（案）

今後実施予定の方式の公募にあたっては、技術的な要求条件（案）（資料 2-3）の他に、以下の項目を要請する。

（1）提案者に対する要請

- 提出された提案内容の詳細を把握するため、提案提出者から、その内容を説明していただくことがある。

- 提出された提案内容については、放送システム委員会において要求条件との整合性他について確認を行った後、技術的条件の詳細な審議を行う。その審議過程においては、より詳細な技術情報が必要となることから、提案者においては、提案されたシステムに係る技術情報やその仕様について同委員会において説明を頂くこと等、審議へご協力頂くことが必要となる。なお、円滑な審議のために必要な技術情報等が提案者により十分ご提供いただけない場合は、技術的条件に反映することが難しくなる。

（2）技術方式に対する要請

- 2011 年 7 月にサービスが実現可能なシステムであること。

- 日本の国際競争力強化に資するシステムであること。

- 技術使用料が公平であること。

- 受信機の製造販売を行うものに対して、放送方式及び回線設計や混信保護比を満足させるための標準受信機の性能や技術使用条件について、サービス開始に十分先立って開示されていること。

以上